

武雄市農業委員会

平成28年5月総会議事録

平成28年5月 武雄市農業委員会「総会」議事録

1. 日 時 平成28年5月6日(金)
(開会)午後2時00分 (閉会)午後3時00分

2. 場 所 武雄市役所 本庁1階会議室

3. 出席状況 出席者36人 欠席者 1人

氏 名	出席	欠席	氏 名	出席	欠席
富永茂人	○		山北義見	○	
末藤良郎	○		淵靖司	○	
中村和仁	○		本山幸雄	○	
佐佐木幸夫	○		田栗保信	○	
小柳満	○		下平寅義	○	
西村元吉	○		松尾忠則	○	
小田康信	○		永尾廣次	○	
中村一明	○		中原位	○	
岩永和裕	○		東島豊	○	
松尾薫	○		坂口千代喜	○	
向井健作	○		安永和廣	○	
中野重信	○		浦川宗博		○
馬場征三郎	○		坂口正勝	○	
井手辰巳	○		相原經憲	○	
小柳信博	○		大串和文	○	
古川秀文	○		川内智彦	○	
伊勢馬場一郎	○		岩橋久美	○	
境重則	○		宮原洋昭	○	
松尾正博	○				

4. 協議事項

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	2件
議案第2号	農地法第5条の規定による許可申請について	5件
議案第3号	農用地利用集積事業計画(案)について	
議案第4号	武雄市非農地証明について	1件

事務局長

総会に入ります前に、先月の熊本地震によりまして、亡くなられた方に対し哀悼の意を込めて黙とうをお願いします。

それではただ今から、平成28年5月の武雄市農業委員会「総会」を始めていききたいと思います。

本日は、31番浦川委員より欠席の連絡があっております。

在任委員の過半数以上の出席となっておりますので、農業委員会等に関する法律第21条第3項の規定によりまして、本日の総会は成立をいたします。

また、総会終了後、引き続き、委員全員協議会を開催しますので、よろしく願いいたします。

それでは、会長よろしくをお願いします。

会長

(あいさつ)

それでは、ただ今から平成28年5月の武雄市農業委員会総会を開会いたします。

今回は、議案第1号から議案第4号までとなっておりますので、審議をお願いいたします。

本日の議事録署名人に、13番 馬場征三郎 委員、30番 安永和廣 委員を指名いたします。

それでは、議案審議に入ります前に、先月の定例会議でご審議いただきました案件につきまして、県知事への進達の結果を、事務局より報告してください。

事務局

先月ご審議いただいた農地法第4条の許可申請1件、農地法第5条の許可申請6件については許可がおりております。また、永島の宅地分譲についても開発許可が4月14日付でおりておりますので、同日で許可になっております。

以上、報告します。

会長

さっそく議案第1号を議題といたします。

議案第1号の1番につきましては、○委員の同居の息子さんが申請人でございますので、1番を討論採決後、2番についての審議をお願いします。

それでは農業委員会法第24条に基づく、議事参与の制限により議案第1号1番の開始から終了まで○委員さんにつきましては退席をお願いします。終了後入室、着席をお願いします。

(○○番委員退席)

会長

それでは議案第1号1番につきまして、事務局から説明をお願いします。

(事務局説明)

会 長

それでは、議案の説明が終わりましたので、質疑を開始します。

1 番委員

親子世帯は一緒なのか。

事務局

はい

1 9 番委員

世帯が一緒なら、経営面積はどう取り扱うのか。

3 3 番委員

同一世帯なら経営面積は一緒でしょう。

事務局

はい

会 長

それでは、他に質疑も無いようですので、議案1号1番について質疑をとどめます。

議案第1号1番農地法第3条の規定による許可申請につきましては、許可することにご異議ございませんか。

(異議なし)

会 長

異議なしと認めます。

よって、議案第1号1番農地法第3条の規定による許可申請につきましては、許可することに決しました。

会 長

それでは、番号1番の審議が終わりましたので、○委員さんを入室、着席させてください。

(○○番委員着席)

会 長

それでは、議案1号2番農地法第3条の規定による許可申請について、事務局か

ら説明をお願いします。

(事務局説明)

会 長

それでは、議案の説明が終わりましたが、この件につきまして地元委員さんから補足説明があれば、その説明を受けてから質疑に入りたいと思いますが、何かございませんか。

27番委員

申請地自己保全地となっております。耕作放棄地対策につながると思います。場所は畜産試験場の近くです。

会 長

それでは、質疑も無いようですので、議案第1号2番の質疑をとどめます。

議案第1号2番農地法第3条の規定による許可申請につきましては、許可することにご異議ございませんか。

(異議なし)

会 長

異議なしと認めます。

よって、議案第1号2番農地法第3条の規定による許可申請につきましては、許可することに決しました。

会 長

次に、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請を議題といたします。

農地法第5条の規定による許可申請が5件提出をされています。

この5件につきまして、事務局から説明をお願いします。

(事務局説明)

会 長

はい、ありがとうございました。

議案の説明が終わりましたが、この5件につきまして地元委員さんから補足説明があれば、その説明を受けてから質疑に入りたいと思いますが、何かございませんか。

会 長

地元委員さんの説明が無いようですので質疑を開始します。

5 番委員

1 番の件ですが、なんの始末書ですか。

2 番委員

実際は転用済です。

5 番委員

申請事由は今から転用するような表記で、始末書添付ということで整合性がとれていない。

事務局

指摘のとおりですので、今後は修正します。

会 長

それでは、他に質疑も無いようですので、議案第 2 号の質疑をとどめます。

議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による 5 件の許可申請につきましては、本委員会としては許可しても差し支えないむね、佐賀県知事に進達することにご異議ございませんか。

(異議なし)

会 長

異議なしと認めます。

よって、議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による 5 件の許可申請につきましては、本委員会としては許可しても差し支えないむね、佐賀県知事に進達することに決しました。

会 長

次に、議案第 3 号を議題といたします。

平成 2 8 年度武雄市農用地利用集積事業計画書（案）につきまして事務局から説明をお願いします。

(事務局説明)

会 長

はいありがとうございました。それでは、議案の説明が終わりましたので、議案第 3 号につきましては、ご意見、ご質疑等があれば出していただきたいと思いますと思いますが、何かございませんでしょうか。

1 9 番委員

武内町の分で台帳地目が畑があるが、実際は水田ではないのか。

17番委員

土地改良事業後の換地でこうなったと思います。

事務局

今後、確認できる分は現況地目を田で表記したい。

37番委員

77ページ貸付人、借受人とも市外の方が届出は必要か。

33番委員

農地が市内ですので必要

会 長

それでは、他に質疑も無いようですので、議案第3号の質疑をとどめます。

議案第3号 平成28年度武雄市農用地利用集積事業計画（案）につきまして、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

（異議なし）

会 長

異議なしと認めます。

よって、議案第3号 平成28年度武雄市農用地利用集積事業計画（案）につきましては原案どおり承認することに決しました。

会 長

次に議案第4号を議題といたします。

武雄市非農地証明願いについて事務局から説明をお願いします。

（事務局説明）

会 長

はい、ありがとうございました。それでは説明が終わりましたので、議案第4号武雄市非農地証明願いにつきまして、ご意見、ご質疑等があれば出していただきたいと思いますが、何かございませんでしょうか。

10番委員

これは、無断転用ですので、始末書は必要ないですか。

会 長

平成26年度に作成した、非農地証明事務処理要領により処理しており、必要ありません。

37番委員

無断転用の場合は、罰則が科せられると思うが誰がするのか。

事務局

罰則は科していない。この処理をすることで、税務課は課税台帳を農地以外に変更している。

会長

それでは、他に意見も無いようですので議案第4号の質疑をとどめます。

議案第6号武雄市非農地証明願いにつきまして、原案どおり承認することにご異議ございませんか

(異議なし)

会長

異議なしと認めます。

よって、議案第4号武雄市非農地証明願いにつきましては原案どおり承認することに決しました。

会長

以上をもちまして、本日、提出されました議案につきましては、審議を全て終了いたしました、これをもちまして、平成28年5月の農業委員会総会を終わります。どうもありがとうございました。

議事の顛末を記録し、署名する。

平成 28 年 6 月 6 日

武雄市農業委員会 会 長 佐佐木 鞆

” 委 員 安永和彦

” 委 員 馬場征三郎

議事録調整者 永尾 淳 一